

一般社団法人イドミイ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人イドミィと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神戸市に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、教育を通じて子どもたちの心身の健全な発達に寄与し、豊かな人間性を養うことを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学習塾の企画、運営及び実施
- (2) プログラミングスクールの企画、運営及び実施
- (3) 生活体験、自然体験等各種体験教室の企画、運営及び実施
- (4) セミナー、イベント、講演会の企画、立案及び実施
- (5) 会報、研究文書等の企画、製作、編集、刊行、販売
- (6) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (7) 農産物の生産、加工、及び販売
- (8) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、当法人所定の様式による申込をし、理事長の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 9 条 会員は、社員総会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第 17 条第 2 項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して 1 年以上されなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 総会員の同意があったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 社員総会

(開催)

第 13 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(構成)

第14条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故あるときは、当該社員総会において正会員の中から選出する。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 定款の変更

(3) 解散

(4) その他法令で定められた事項

3 理事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第18条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間、主たる事務所に備え置く。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員等

(役員配置)

第20条 当法人に、理事1名以上を置く。

- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。
- 3 理事のうちから、副理事長、専務理事及び常務理事を定めることができる。

(役員選任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によって定める。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務権限)

第22条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、当法人の業務を執行する。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第24条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事に対して、その職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 基金

(基金の拠出)

第26条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第28条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書

(剰余金の分配の禁止)

第29条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第30条 この定款は、第17条2項に定める社員総会の特別決議によって変更することができる。

(解散)

第31条 当法人は、第17条2項に定める社員総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第32条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第33条 当法人の最初の事業年度は、設立の日から平成31年1月31日までとする。

(設立時の役員等)

第34条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	高橋 惇
設立時理事	出口 貴広
設立時代表理事	高橋 惇

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第35条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	氏名	高橋 惇
	住所	神戸市中央区下山手通7丁目6番15号 広狩ビル202
	氏名	出口 貴広
	住所	和歌山県田辺市芳養町3324番地の20

(法令の準拠)

第36条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人イドミィの設立に際し、設立時社員の定款作成代理人である行政書士吉村貴志は、本定款を作成し電子署名する。

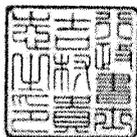
平成30年1月31日

設立時社員 高橋 惇

設立時社員 出口 貴広

上記設立時社員の定款作成代理人

行政書士 吉村 貴志

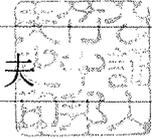




同一の情報の提供

提供の日付：2018年2月1日

公証人：17010028 竹中邦夫



所属法務局：神戸地方法務局

公証役場：神戸公証センター

神戸市中央区明石町44番地

請求対象の登録管理番号：18-1701002802001645

請求対象の文書種別：電磁的記録の認証

請求対象の認証日：2018年2月1日

請求対象の処理公証人：17010028 竹中邦夫

所属法務局：神戸地方法務局

公証役場：神戸公証センター

神戸市中央区明石町44番地

認証文

これは、保存された電磁的記録に記載された情報と同一であることを証する。

公証人役場